

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）			事業年度				法人名	
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無		前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無		事業年度又は連結事業年度	控除未済 外国税額等⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算								
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額① (別表1の⑥)	円			道民 府 県税 市民 町 村税	円	円	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)				道民 府 県税 市民 町 村税			円
	計①+②③				道民 府 県税 市民 町 村税			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額④ (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))				道民 府 県税 市民 町 村税			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に				道民 府 県税 市民 町 村税			
	道府県民税の控除限度額⑥ (別表1の③)				道民 府 県税 市民 町 村税			
	市町村民税の控除限度額⑦ (別表1の④)				道民 府 県税 市民 町 村税			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑨は上段に、⑩は下段に)	⑧(イ) (ロ)			道民 府 県税 市民 町 村税			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に)	⑨			道民 府 県税 市民 町 村税			
	当期分の控除外国税額⑩ (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	⑩(イ) (ロ)			道民 府 県税 市民 町 村税			
	⑩又は当初申告税額控除額⑪	⑪(イ) (ロ)			道民 府 県税 市民 町 村税			
	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫(イ) (ロ)			道民 府 県税 市民 町 村税			
	法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑧)	⑬(イ) (ロ)			道民 府 県税 市民 町 村税			
当期分として算定した法人税割額(⑩若しくは ⑪又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦ -⑨+⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩)	当期分として算定した法人税割額(⑩若しくは ⑪又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦ -⑨+⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩)	⑭			道民 府 県税 市民 町 村税			
	当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑩若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は⑪及び⑬)	⑮			道民 府 県税 市民 町 村税			
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細								
事務所又は事業所			従業者数各都道府県ごと 又は補正に控除すべき外 後の従業者数	各都道府県ごと に算定した法人 税額等	各都道府県ごと に控除する外 国税額等(⑯又は⑯の うち少ない額)	従業者数各市町村ごと 又は補正控除すべき外 後に算定した法 人税額等	各市町村ごと に控除する外 国税額等(⑯又は⑯の うち少ない額)	各市町村ごと に控除する外 国税額等(⑯又は⑯の うち少ない額)
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	人	円	円
	小計		⑯			⑯		
特別区			⑯((⑪(イ)+⑫(イ)+ ⑬(イ))-⑯)			⑯((⑪(ロ)+⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-⑯)		
合計			⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
			控除未済繰越額 ⑯-⑯⑯	⑯		控除未済繰越額 ⑯-⑯⑯	⑯	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その2）			事業年度				法人名		
政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無			有・無						
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無						
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算									
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額① (別表1の⑥)	円							
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額(別表1の⑮)								
	計①+②③								
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額④ (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))								
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に								
	道府県民税の控除限度額⑥ (別表1の③)								
	市町村民税の控除限度額⑦ (別表1の④)								
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑨は上段に、⑩は下段に)	⑧(イ) (ロ)							
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に)	⑨							
	当期分の控除外国税額⑩ (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	(イ) (ロ)							
	⑩又は当初申告税額控除額⑪ (イ) (ロ)								
	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑫ (イ) (ロ)								
	法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額(別表7(その2)の⑬)	(イ) (ロ)							
当期分として算定した法人税割額⑯若しくは⑰又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑨+⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩)	⑭								
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額⑯若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は⑯及び⑰)	⑮								
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細									
事務所又は事業所			従業者数各都道府県ごと 又は補正に控除すべき外 後の従業者数	各都道府県ごと 又は補正に控除すべき外 後に算定した法人 税額等	各都道府県ごと に控除する外 国人税額等(⑯又は⑰の うち少ない額)	従業者数各市町村ごと 又は補正に控除すべき外 後に算定した法 人税額等	各市町村ごと に算定した法 人税割額	各市町村ごと に控除する外 国人税額等(⑯又は⑰の うち少ない額)	
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	人	円	円	
小計			⑯			⑯			
特別区			⑯((⑪(イ)+⑫(イ)+ ⑬(イ))-⑰)			⑯((⑪(ロ)+⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-⑰)			
合計			⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	
			控除未済額 ⑯-⑯	控除未済額 ⑯-⑯		控除未済額 ⑯-⑯	控除未済額 ⑯-⑯		